

認定病理検査技師制度  
第6回認定試験（2019年度）実施要項

I 期日：2019年11月24日（日）

受付開始：午前9時00分（詳細はⅧを参照ください。）

※試験日程を確認の上、時間に余裕を持った交通機関を手配してください。

II 試験会場：〒108-0071 東京都港区白金台1丁目2-37

明治学院大学白金キャンパス3号館 B1F 3101号室、3102号室 1F 3201号室（予定）

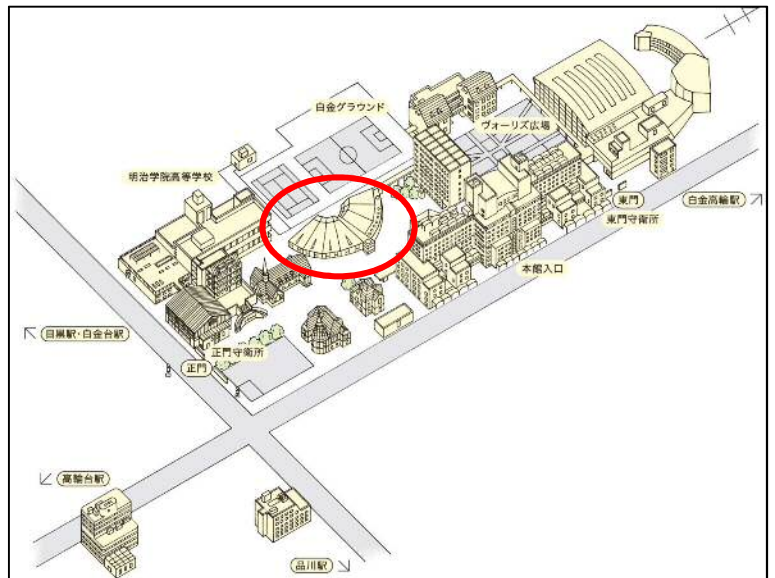
（※受験申込者数により使用する部屋を決定いたします。）

- 品川駅から  
高輪口より都営バス「目黒駅前」行きに乗り、「明治学院前」下車(乗車約6分) ※徒歩約17分
- 目黒駅から  
東口より都営バス「大井競馬場前」行きに乗り、「明治学院前」下車(乗車約6分) ※徒歩約20分
- 白金台駅から  
2番出口(白金高輪側 / エレベーター有)より徒歩約7分
- 白金高輪駅から  
1番出口(目黒側 / エレベーター有)より徒歩約7分
- 高輪台駅から  
A2番出口より徒歩約7分

アクセスマップ



キャンパスマップ



Ⅲ 受験申請料：20,000 円（審査料を含む）

◇ 受験申請料は一切返金いたしません。

Ⅳ 登録料：5,000 円

◇ 合格発表後、指定の口座へ納付すること。

◇ 合格発表は、2019年2月末頃の見込みです。

Ⅴ 受験資格：以下のすべてを満たす者

1. 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の会員で臨床検査技師の国家資格を有すること。
2. 「日臨技生涯教育研修制度」修了者（1995年度～2018年度に修了証書を受領した者）。
3. 認定病理検査技師制度指定講習会を受講したもの（受講後 2 年間有効）。
4. 一般社団法人 日本病理学会会員の医師または施設長が推薦する臨床検査技師
5. 病理検査業務に 5 年以上従事していること。尚、虚偽の申請があった場合、2 年間の受験資格停止を行うこととする

Ⅵ 受験申請手順

1. 受験申請は会員サイトログイン後、画面右「日臨技会員メニュー」バナーの「認定資格申請」をクリックして、各資格申請の画面にある「入力ガイド」に沿って申請してください。
2. 受験申請受付開始：2019年10月1日（火）～
3. 受験申請受付締切：2019年10月25日（金）

Ⅷ 試験日程

2019年11月24日（日）

9:00 ～ 10:00（60分）受付

10:00 ～ 10:15（15分）オリエンテーション

10:20 ～ 12:20（120分）試験Ⅰ（マークシート）

12:20 ～ 13:20（60分）昼食・休憩

※会場内での飲食が可能です。（ゴミは各自お持ち帰りください）

13:30 ～ 15:10（100分）試験Ⅱ（記述・小論文）

Ⅸ 試験問題

1. 「認定病理技師制度出題基準」（2019年度）の範囲から出題されます。
2. 試験に関する開示請求には応じません。
3. 解答用紙の氏名・受験番号について、記入漏れや間違いは採点対象外（0点）となります。
4. 参考資料 指定講習会テキスト、JAMT 教本シリーズ病理技術教本 等

X 資格認定・更新

◆ 認定検査技師資格の認定期間：

認定資格の認定期間は試験翌年の4月1日から5年間となります。（第6回は2020年4月1日

より 2025 年 3 月 31 日まで)

◆ 認定検査技師の氏名公表：

この制度による認定検査技師は、各地区において指導的な役割を担っていただくことを目標の一つとしていることから特に申し出のない限り、ホームページ、会報等に氏名を公表いたします。

◆ 認定資格更新とその要件：

1. 5 年ごとの認定更新は有効期間の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期間内最終年に行わなければなりません。更新期限の切れた資格の追認は行われません。  
なお、この更新を行わなかった場合には認定資格は無効となり再受験する必要が生じるのでご注意ください。

2. 更新要件

① 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下日臨技）会員を継続していること。

②別に定める、資格更新審査基準単位のⅠ～Ⅲを満たすもの

※認定更新に必要な資格審査基準単位は日臨技認定センターから「認定病理検査技師資格登録更新のご案内」をダウンロードしてご確認ください。

認定病理技師制度 2019 年度出題基準

	科 目
I. 必要な知識・技能	認定病理検査技師について理解する（指定講習会必須単位）
	1) 認定病理検査技師の職務内容および基本的姿勢
	2) 認定の基準（受験資格・更新について）
1) 病理業務に関する知識・技能 【区分 A-基礎】	1. 病理業務に関連する医師法，死体解剖保存法等の法律及び制度を説明できる。病理業務に関連する診療報酬を説明できる
	2. 病理業務に関する医療廃棄物（感染性廃棄物）の廃掃法に沿った管理ができる。その他、危険物の消防法、毒劇物の毒劇法、労働安全衛生法、水質汚濁防止法等にそった管理ができる
	3. 病理業務の資料を管理し、保存できる
	4. 病理業務で得られた人体材料を研究に用いる際の手続きを説明できる
	5. 人体の構造と機能について理解している
	6. 人体の病態の概要と、それに伴う組織所見を中心とした形態学的異常について理解している
	7. 病態の理解に必要な画像診断に関する基本的知識
	8. 癌取扱い規約等に基づいた手術材料の切り出しの重要性を理解し説明できる
	9. 検体の適切な取り扱いに必要な治療や手術に関する基本的な知識を理解している
	10. 個人情報取り扱いに関する基本的事項を理解している
	11. インシデントやアクシデントに対して適正に分析をおこない、解決策を講ずるために必要な事項を理解している
2) 病理組織標本作製に関する知識 【区分 B-技術】	1. FFPE 及び凍結標本作製技術について、その特徴や技術的注意点を説明できる
	2. 免疫染色及び特殊染色の原理を説明できる
	3. 免疫染色及び特殊染色の精度管理を行うことができる
	4. 電子顕微鏡標本の作製工程を説明できる
	5. 分子病理学的検索の原理を説明できる
	6. 病理診断に必要な臨床的事項及び検査値を把握し説明できる
	7. 画像診断及び肉眼所見に関する説明ができる
II. 必要な技能 【区分 C-技術 2】	1. 病理解剖を介助できる
	2. 病理解剖において、執刀者並びに解剖にかかわるスタッフの安全管理ができる
	3. 病理解剖及び手術等で摘出された臓器・組織検体を適切に写真撮

<p>II. 必要な技能</p> <p>【区分 C-技術 2】</p>	<p>影することができる</p> <p>4. 病理解剖及び手術中に提出された感染の恐れのある検体について、業務にたずさわる全員の安全に配慮し、感染の危険性を排除し対応策を講じることができる</p> <p>5. 適正な FFPE 標本の作製を実施できる</p> <p>6. 必要に応じて捺印・擦過などの細胞採取を実施し、細胞診標本作製できる</p> <p>7. 特殊染色及び免疫染色を実施できる</p> <p>8. 術中迅速組織診断において凍結標本等の適正な標本作製ができる</p> <p>9. 診断に不適とされる不良標本の原因を追求し修正できる</p> <p>10. 病理業務全般におけるバイオハザード対策を実行できる</p> <p>11. テレパソロジー、バーチャルスライド等の機器を適正に操作することができる</p> <p>12. 病理検査室で取り扱われる染色液等の試薬及び毒物・劇物等の適正な管理ができる</p> <p>13. 医療安全、労働安全に基づく病理業務のリスクアセスメント、PDCA サイクルを効率よく行い、問題解決や診断精度の向上を行うことができる</p>
<p>III. 求められる態度</p> <p>【区分 D-マネジメント】</p>	<p>1. 病理診断、病理解剖において、病理医及び臨床医と適切に対応できる</p> <p>2. 学生、臨床研修医及び病理専門医初期研修医等に病理技術の説明ができる</p> <p>3. 病理技術の精度管理について積極的に関与する</p> <p>4. CPC(臨床－病理検討会)や臨床医とのカンファレンスに積極的に参加する</p> <p>5. 学会、研修会、セミナーに積極的に参加する</p> <p>6. 病理業務の社会的貢献に積極的に関与する</p> <p>7. 後進の指導・育成にあたる</p> <p>8. 症例カンファレンス等に積極的に参加して、作製した標本等が適切であったか判断し、次回に応用できる</p> <p>9. 病理診断に関する最終責任は病理医にあり、病理診断にかかわる全ての業務は病理医(専門病理医または病理専門医)の指導の下に行われることを理解し、実践できる</p> <p>10. 認定技師間で密接に情報を共有し病理標本作製の標準化を推進する</p>